



# 著作物使用料分配規程

平成 27 年 2 月 26 日届出

平成 28 年 2 月 29 日届出

株式会社 NexTone イーライセンス事業本部

## 第 1 条（目的）

本規程は、株式会社 NexTone イーライセンス事業本部（以下「イーライセンス」といいます。）が、著作権を管理する著作物の使用に伴う対価として徴収した著作物使用料等（以下「使用料等」といいます。）に関して、著作権等管理事業法（平成 12 年法律第 131 号）第 11 条第 1 項第 3 号の分配方法を定めることを目的とします。

## 第 2 条（定義）

本規定における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「関係権利者」とは、1 著作物に係る作曲者、作詞者、編曲者、訳詞者（これらの者の著作権の承継者を含みます）または音楽出版者をいいます。なお、補作者は、楽曲または歌詞の共同著作者とみなします。
- (2) 「著作権資料」とは、作品届、編曲届、訳詞届、補作届、国際連絡票、その他これらに準ずる著作権に係る関係権利者・分配率等を記載した資料をいいます。
- (3) 「分配対象使用料」とは、各分配期において分配の対象となる使用料をいいます。
- (4) 「分配対象著作物」とは、分配対象使用料の徴収対象となった著作物をいいます。
- (5) 「曲別使用料」とは、1 著作物ごとに金額を算定し、徴収する使用料をいいます。
- (6) 「包括使用料」とは、曲別使用料以外の方法で金額を算定し、徴収する使用料をいいます。

## 第 3 条（使用料の分配）

1. イーライセンスは、委託者の指定により、委託者または委託者の指定した者に対して、徴収した使用料から管理委託契約約款第 6 条に定める管理手数料を控除した額を、分配するものとします。
2. イーライセンスは、著作物利用許諾契約書、利用者から提出される著作物の利用明細報告書、外国著作権管理団体等から送付される分配明細書、その他これらに準ずる著作権の利用状況を記載した資料に基づき、分配する使用料を算出するものとします。
3. 分配期及び各分配期において分配の対象となる使用料は、下表 1 のとおりとします。ただし、録音使用について年間の許諾契約を締結したオーディオ及びビデオグラムに係る使用料に関する分配期及び各分配期において分配の対象となる使用料は、下表 2 のとおりとします。

【表 1】

分配期	分配対象使用料（徴収期間）
6 月	1 月 1 日から 3 月末日までに徴収した使用料
9 月	4 月 1 日から 6 月末日までに徴収した使用料
12 月	7 月 1 日から 9 月末日までに徴収した使用料
3 月	10 月 1 日から 12 月末日までに徴収した使用料

【表 2】

分配期	録音使用について年間の許諾契約を締結したオーディオ及びビデオグラムに係る使用料（使用期間）
6月	1月1日から3月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料
9月	4月1日から6月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料
12月	7月1日から9月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料
3月	10月1日から12月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料

4. 前項の規定にかかわらず、各分配期における使用料の分配額が 3,000 円（税別）に満たない場合は、イーライセンスは、次期以降の分配金と合算して関係権利者へ分配することができるものとします。
5. イーライセンスは、著作物の使用状況等から、前項により分配することが困難な場合は、その使用状況等を参酌し、別途に分配計算方法、分配期、分配対象著作物等を定めることができるものとします。

#### 第 4 条（分配率）

各著作物の著作権者及び関係権利者に対する使用料の分配は、作品届提出時に、委託者が届出した分配率に従うものとします。

#### 第 5 条（分配の対象者）

イーライセンスは、使用された管理著作物の関係権利者に対して、当該使用に係る使用料を分配するものとします。

#### 第 6 条（関係権利者の確定基準日）

1. 関係権利者の確定基準日は、下表 1 のとおりとし、イーライセンスは、各分配期の確定基準日における権利者に対して使用料を分配するものとします。ただし、録音使用について年間の許諾契約を締結したオーディオ及びビデオグラムに係る使用料に関する分配期及び各分配期において分配の対象となる使用料は、下表 2 のとおりとします。

【表 1】

分配期	関係権利者の確定基準日
6月	12月31日
9月	3月31日
12月	6月30日
3月	9月30日

【表 2】

分配期	録音使用について年間の許諾契約を締結したオーディオ及びビデオグラムに係る関係権利者の確定基準日
6月	3月31日
9月	6月30日
12月	9月30日
3月	12月31日

2. 関係権利者は、その確定基準日の10日前までに提出された著作権資料に記載されている権利者をもって確定するものとします。

#### 第7条（分配調整）

1. 関係権利者に対し、使用料等の過剰分配（本来分配すべき分配額を超える額の分配をいいます。）が生じたことが判明した場合、イーライセンスは、当該関係権利者に対して当該使用料等の返金を求めることができ、関係権利者はこれに応じるものとします。なお、イーライセンスは、当該関係権利者に通知の上、次期分配の際に、その分配額から過剰分配額を控除することができるものとします。
2. 関係権利者に対し、使用料の過少分配（本来分配すべき分配額を下回る額の分配をいいます。）が生じたことが判明した場合、イーライセンスは当該分配にかかる関係権利者に対して、その旨を通知した上で、使用料の分配の際に、その使用料に過少分配額を追加して分配することができるものとします。

#### 第8条（分配計算方法）

次の各号に掲げる使用料の各著作物に対する使用料等の分配は、イーライセンスが当該利用について徴収した使用料等から、「管理委託契約約款」第6条に定める管理手数料を控除した額とします。

- (1) オーディオに関する使用料
- (2) ビデオグラムに関する使用料
- (3) ゲームソフトに関する使用料

- (4) 映画録音に関する使用料
- (5) コマーシャル送信用録音に関する使用料
- (6) 出版に関する使用料

#### 第 9 条 (インタラクティブ配信使用料の分配計算方法)

1. インタラクティブ配信にかかる使用料の各著作物に対する分配は、次の各号に掲げる算式のとおりとします。なお、リクエスト回数の報告がない場合は、次項の定めによるものとします。

- (1) 曲別使用料 (なお、ダウンロード形式、ストリーム形式を問わず、1 曲 1 リクエスト当りの単価に総リクエスト回数を乗じて、著作物単位に請求額を算出できるもの、その他著作物単位に請求額を算出できるもの。)

$$1 \text{ 曲 } 1 \text{ リクエスト当りの単価} \times \text{当該著作物のリクエスト回数}$$

- (2) 包括使用料 ((1)によることができないもの。)

$$\text{包括使用料} \times \frac{\text{当該著作物のリクエスト回数}}{\text{総リクエスト回数}}$$

2. イーライセンスは、著作物の使用状況等から、前項による分配が困難である場合は、別途合理的な分配計算を定めることができるものとします。

#### 第 10 条 (放送・有線放送に関する使用料の分配計算方法)

1. 放送・有線放送にかかる使用料の各著作物に対する分配は、次の各号に掲げる算式のとおりとします。なお、利用回数の報告がない場合は、次項の定めによるものとします。

- (1) 曲別使用料 (1 曲 1 回の利用につき、利用単価に利用回数乗じて、著作物単位に請求額を算出できるもの、その他著作物単位に請求額を算出できるもの。)

$$1 \text{ 曲 } 1 \text{ 回当りの利用単価} \times \text{当該著作物の利用回数}$$

- (2) 包括使用料 ((1)によることができないもの。)

$$\text{包括使用料} \times \frac{\text{当該著作物の利用回数}}{\text{総利用回数}}$$

2. イーライセンスは、著作物の使用状況等から、前項による分配が困難である場合は、別途合理的な分配計算を定めることができるものとします。

#### 第 11 条（貸与使用料の分配計算方法）

1. 貸与にかかる使用料の各著作物に対する分配は、次の各号に掲げる算式のとおりとします。なお、利用回数の報告がない場合は、次項の定めによるものとします。

- (1) 曲別使用料（1 曲 1 回の利用につき、利用単価に利用回数を乗じて、著作物単位に請求額を算出できるもの、その他著作物単位に請求額を算出できるもの。）

$$1 \text{ 曲 } 1 \text{ 回当りの利用単価} \times \text{当該著作物の利用回数}$$

- (2) 包括使用料（(1)によることができないもの。）

$$\text{包括使用料} \times \frac{\text{当該著作物の利用回数}}{\text{総利用回数}}$$

2. イーライセンスは、著作物の使用状況等から、前項による分配が困難である場合は、別途合理的な分配計算を定めることができるものとします。

#### 第 12 条（業務用通信カラオケ使用料の分配計算方法）

1. 業務用通信カラオケにかかる使用料の各著作物に対する分配は、次に掲げる算式のとおりとします。なお、算式における「業務用通信カラオケ使用料の合計額」とは、基本使用料及び利用単位使用料の合計額とします。

$$\text{業務用通信カラオケ使用料の合計額} \times \frac{\text{当該著作物のリクエスト回数}}{\text{総リクエスト回数}}$$

2. イーライセンスは、著作物の使用状況等から、前項による分配が困難である場合は、別途合理的な分配計算を定めることができるものとします。

#### 第 13 条（演奏に関する使用料の分配計算方法）

1. 演奏にかかる使用料の各著作物に対する分配は、次の各号に掲げる算式のとおりとします。なお、利用回数の報告がない場合は、次項の定めによるものとします。

- (1) 曲別使用料（1曲1回の利用につき、利用単価に利用回数を乗じて、著作物単位に請求額を算出できるもの、その他著作物単位に請求額を算出できるもの。）

$$1 \text{ 曲 } 1 \text{ 回当りの利用単価} \times \text{ 当該著作物の利用回数}$$

- (2) 包括使用料（(1)によることができないもの。）

$$\text{包括使用料} \times \frac{\text{当該著作物の利用回数}}{\text{総利用回数}}$$

2. イーライセンスは、著作物の使用状況等から、前項による分配が困難である場合は、別途合理的な分配計算を定めることができるものとします。

#### 第 14 条（私的録音補償金の分配）

イーライセンスは、著作権法第 104 条の 2 の指定管理団体が分配する私的録音補償金を受領した場合には、受領した額から 10%以内でイーライセンスが定める管理手数料を控除した額を、別途定める私的録音補償金分配規程に基づき分配するものとします。

附則 本約款は、平成 28 年 2 月 29 日より施行します。

以上